

○指定金融機関の設置について

昭和 49 年 3 月 20 日
告示第 8 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 168 条第 2 項の規定によって本組合に属する現金の出納のため指定金融機関を設置して次の者をして取り扱わせるので告示する。

記

株式会社 千葉銀行